

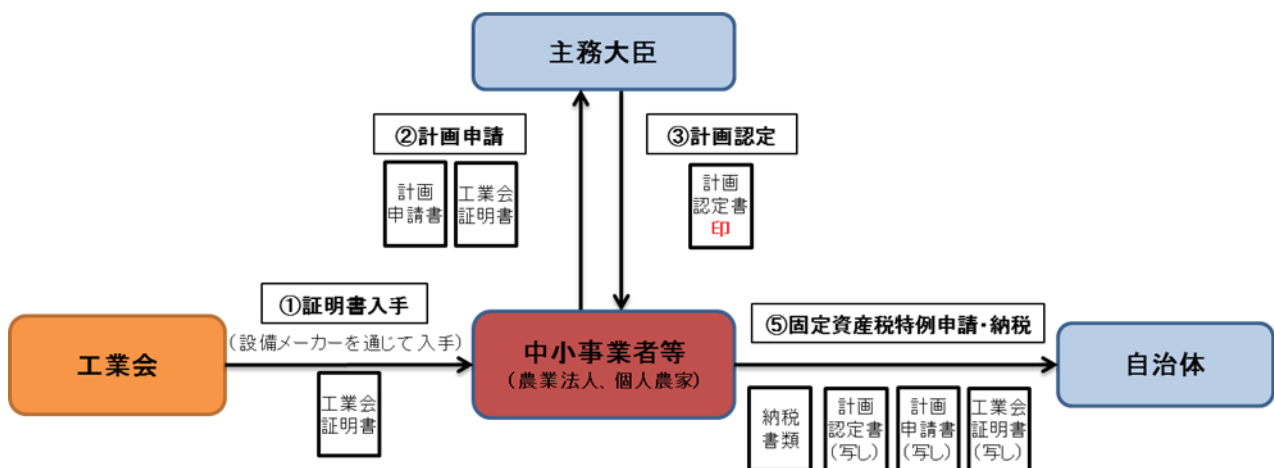
## 中小企業等経営強化法に関する証明書発行ガイドライン

平成28年7月1日  
(一社) 日本農業機械工業会

### 1. 中小企業等経営強化法に関する証明書

中小企業等経営強化法において、機械及び装置が必要な要件を満たしていることを証明するものです。中小企業等（農業法人、個人農家を含む）が主務大臣の計画認定を受ける際にこの証明書が必要になります。中小企業等は計画認定書等を添えて固定資産税特例申請を行うことにより、該当する機械及び装置の固定資産税が3年間1/2に軽減されます。農業機械では、減価償却資産のうち軽自動車税が課税されている機械を除くものが対象となります。

なお、本制度は、生産性向上設備投資促進税制と併用可能です。



- ① 中小事業者は、設備を決定し、設備メーカーを通じて工業会から証明書を入手。
- ② 経営力向上設備等の種類を記載した計画申請書とともに、工業会が発行した生産性証明書（原本）を添付して、主務大臣に計画申請。
- ③ 主務大臣は、計画認定書（大臣印が捺されたもの）を中小事業者に交付。
- ④ 中小事業者が設備を取得。
- ⑤ 納税時には、納税書類とともに計画認定書の写しと計画申請書一式（添付書類を含む）の写しを自治体に提出する。

詳しくは、経済産業省中小企業庁のホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

### 2. 申請方法

次の書類を揃えて、当会あてに郵送にて提出してください。

なお、当会窓口へ直接持参されても受け付けいたしかねます。必ず郵送でお願いします。

(1) 証明書（様式1） ※申請書を兼ねています。

(2) チェックリスト（様式2）

(3) 非会員の場合は、会社概要（パンフレット等）

様式1、2は、当会のホームページからダウンロードできます。（<http://www.jfmma.or.jp>）

事前に、本制度の要件を満たしていることを十分に確認した上で、申請してください。

（要件）

①販売開始から10年以内であること（最新モデルでなくてもよい）

②当該モデルが一世代前のモデルと比較して、年平均1%以上の生産性向上を達成していること  
比較するのは自社の一世代前のモデルであり、他社製品と比較する必要はありません。

③取得価額が160万円以上であること

### 3. 郵送先

〒105-0011

東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館

一般社団法人日本農業機械工業会（経営強化法の証明書申請）

電話：03-3433-0415

FAX：03-3433-1528

### 4. 証明書発行手数料

正会員：無料

その他：3,000円/枚（※消費税込みの金額です。）

※証明書を申請者へ郵送する際、請求書も同封いたします。

### 5. 証明書の発行

証明書が出来しだい、申請者あてに郵送します。

申請資料を当会に郵送する際、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

### 6. 証明書の再発行

発行済みの証明書を紛失、又は内容訂正が必要になった場合には、証明書の再発行をいたします

#### ①再申請の方法

新たに申請書（様式1）のみを郵送してください。チェックリストやエビデンス資料は不要です。

ただし、発行済み証明書の「整理番号」を記載したメモ紙を同封してください。

#### ②証明書の受け取り方法

新規申請の場合と同じです。返信用封筒を同封してください。

#### ③再発行手数料

日農工の正会員以外については、1枚につき3,000円（消費税込み）とします。

徴収方法は、新規申請の場合と同じです。

## 6. 書類作成上の注意

(1) 必要書類（様式1、様式2）に所定事項を正確に記入してください。

当会が記入する部分（整理番号及び破線枠内）は記入しないでください。

(2) 必要に応じて、本制度の要件を満たしていることを示す根拠資料を要求する場合があります。

## 7. 生産性向上設備投資促進税制との併用申請

申請資料を一つの封筒に同封していただいても結構ですが、別の制度であることから個別に資料管理する必要があるため、根拠資料等は2部同封してください。返信用封筒は1つでも結構です。

## 8. 「生産性」について

生産性の指標は、申請者が最適と判断するものを用いてください。

なお、生産性向上設備投資促進税制の指標を参考にしてください。

## 9. 対象となる機械及び装置

減価償却資産が対象となりますが、軽自動車税が課税されている乗用型農機（トラクター、コンバイン、田植機など）は対象外となります。したがって、農業機械で本制度の対象となるのは、耕うん機、野菜移植機、乾燥機、脱穀機、籾摺機、精米機、最高速度が35km/h以上のトラクター(\*)などです。

(\*)道路運送車両法で小型特殊自動車に定義されるものは軽自動車税の対象となり、大型特殊自動車に定義されるものは固定資産税の対象となります。

詳しくは、各市町村にお問い合わせください。

## 10. 対象期間

法律施行日（平成28年7月1日）から平成31年3月31日の間に取得した機械及び装置が対象になります。